

(別紙第1)

# 名寄市道路情報管理GIS導入事業 仕様書

名寄市建設水道部都市整備課

令和6年4月

## 第 1 章 総 則

(適用)

第 1 条 本仕様書は、名寄市建設水道部都市整備課が発注する「名寄市道路情報管理GIS導入業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

(目的)

第 2 条 現在アナログで管理している道路台帳図や道路幅員図、地番図を閲覧するため多くの市民等が来庁している。アナログ図面は線や文字が細かく、確認に時間を要するため、道路台帳図等の地理情報を電子化し統合型 GIS を構築する。また電子化した情報を市民等が自由に必要な情報を取得できる基盤(公開型 GIS)を構築し、市民等の利便性の向上による負担軽減及び住民サービスの向上を図ることを目的とする。

2 固定資産賦課業務を确实かつ適正に実施のため、統合型 GIS は固定資産管理機能を有し、現地調査端末の連携が図れるシステムとする。それにより窓口対応時間の短縮及び庁内の業務効率化を図るものとする。

(準拠する法令等)

第 3 条 受注者は、本業務の実施にあたり本仕様書によるほか、下記の関係法令等に準拠して行うものとする。

- ・地理空間情報活用推進法
- ・地理空間情報活用推進基本計画
- ・測量法
- ・統合型 GIS 推進指針
- ・固定資産評価基準
- ・固定資産評価基準の取り扱いについて
- ・著作権法
- ・個人情報の保護に関する法律
- ・名寄市個人情報保護条例
- ・空間データ作成のための製品仕様書作成の手引き
- ・名寄市契約規則
- ・その他本業務に関する法令・規則等

(疑義)

第4条 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、名寄市と受託者協議の上、名寄市の指示に従うものとする。

(業務計画及び管理)

第5条 受託者は作業着手に先立ち、工程、業務手法、業務従事者名、業務従事体制、使用機器等を明記した業務実施計画書を提出し、名寄市の承認を得なければならない。

2 やむを得ない事由により、承認済みの作業計画を変更する必要がある時は、事前に名寄市の承認を得なければならない。

(提出書類)

第6条 受託者は業務の着手及び完了に当たって、名寄市の定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。なお、承諾された事項を変更する際には、その都度名寄市の承諾を得るものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 管理技術者選定通知書
- (3) 担当技術者選定通知書
- (4) 照査技術者選任通知書
- (4) 納品書
- (5) 完了届
- (6) その他、名寄市が必要と認める書類

(業務打合せ及び進捗報告)

第7条 受託者は、業務実施前及び業務期間中は、打合せを密に行うとともに進捗状況を随時報告しなければならない。又、業務打合せの記録簿を作成し、名寄市・受託者各1部ずつ保管するものとする。

(損害賠償)

第8条 本業務実施中に第三者より受け、また与えた損害は、受託者の責任において解決するものとする。

(検査・完了)

第9条 受託者は、名寄市の受入検査を受け、検査合格をもって本業務の完了とする。

(成果品の瑕疵等)

第10条 成果品の引渡し後、受託者の過失又は粗漏に起因する不良箇所が発見された場合は、名寄市の必要と認める訂正、補足及びその他必要な作業を受託者の負担において行い、その結果を名寄市に報告するものとする。

(成果品等の帰属)

- 第11条 本業務で使用又は作成した成果品等は、全て名寄市に帰属し、受託者は名寄市の承諾を得ずに他に公表・譲渡・貸与または使用してはならない。
- 2 成果品等に著作権が発生する場合は、受託者は名寄市に対し、著作権に対する一切の権利を行使しないものとする。
  - 3 前2項の規定は、統合型GIS等における、受託者が以前から保有するシステムプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）、第三者が既得している権利については、適用外とする。

(秘密の保持)

第12条 受託者は本業務を通じて知り得た事項、行政情報等を他に漏らしてはならない。又、受託者は名寄市の情報資産の安全性を確保しなければならない

(個人情報の取り扱い)

- 第13条 本業務を履行する上で、取得または保有した個人情報の漏洩対策について、個人情報管理責任者の配置をしなければならないものとする。
- 2 個人情報管理責任者は、個人情報を取り扱う業務従事者に対し、「名寄市個人情報保護条例」を遵守するものとし、情報の適正な取り扱いをするように指導しなければならない。
  - 3 個人情報管理責任者は、個人情報を取り扱う業務従事者を必要最低限の者に限定するとともに、アクセス制限等の措置により、他の者がその情報に触れることができないよう管理監督するものとする。
  - 4 委託業務完了後、委託業務の処理において保有した個人情報は、名寄市の指示により保管をするものを除き、一切の個人情報を全て抹消、焼却、切断等再生不可能な状態にして処分するものとし、その処分内容を名寄市に報告しなければならない。
  - 5 受託者は、本業務において個人情報を取り扱うため、(財)日本情報処理開発協会による「プライバシーマーク(Pマーク)」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」の認証を取得しているものとする。

(配置技術者)

第14条 本業務の実施に際して、本業務の意図及び目的を十分に理解し、技術面の管理を行うために必要な地理情報システムの専門知識と十分な業務経験を有した技術者を定めることとする。

- 2 管理技術者は、名寄市の指示に従い、業務遂行に関する一切の事項を処理すること。また、GIS構築・運用及び道路台帳補正業務の豊富な実績を有する者とする。
- 3 照査技術者として空間情報総括監理技術者もしくは地理空間情報専門技術者GIS1級の資格を有する者を配置すること。

(品質マネジメント)

第15条 受託者は、本業務遂行にあたり、より良い製品を提供するための品質管理体制とする「品質マネジメントシステム(ISO9001)」の認証を取得しているものとする。

(貸与資料)

第16条 本業務の実施にあたり、名寄市は、次に掲げるものを受託者に貸与する。

- (1) 道路台帳等調書(紙)[路線調書、集計調書]
  - (2) 道路台帳平面図[名寄風連市街地区](マイラー) 面
  - (3) 道路台帳平面図[郊外地区](マイラー) ロール
  - (4) 同上、道路台帳敷地図(マイラー)
  - (5) 路線網図、橋梁踏切位置図(マイラー)
  - (6) 地籍データ(国調フォーマット)
  - (7) 地番図データ(SHP・BDSデータ)
  - (8) 衛星写真データ(オルソ画像データ)
  - (9) 法務局地図データ(土地登記簿CSVデータ、地図XMLデータ)
  - (10) 街路灯データ(SHP)
  - (11) 道路排水施設データ(SHP・CADデータ)
  - (12) 1/2500都市計画基図(マイラー)
  - (13) 都市計画決定資料、立地適正化計画策定資料(紙)
  - (14) 土地課税データ及び画地課税リスト(CSV)
  - (15) 家屋課税データ(CSV)
  - (16) 地番辺長図(マイラー)
  - (17) 固定資産税路線価等データ(R5)(SHP)
  - (18) 固定資産税旧路線価図(H6青焼き製本)
  - (19) その他名寄市が認めた資料
- 2 受託者は、貸与を受けたシステム環境の管理状態を常に明確にし、流出・破損・紛失等のないよう取扱に十分注意しなければならない。又、業務完了後または名寄市が必

要とする場合は直ちに返納するものとする。

(調達)

第17条 本業務の実施にあたり、下記を調達する。

(1) アプリケーション

- ①統合型 GIS 環境 : 一式 (10 ライセンス)
- ②固定資産税業務支援機能 : 2 ライセンス
- ③現地調査端末 : 5 ライセンス

(2) 公開型 GIS クラウド環境 : 1 式

(3) ハードウェア

- ①現地調査用タブレット : 5 台

## 第2章 統合型 GIS 構築

### (計画準備・資料収集)

第18条 受託者は、業務を円滑に遂行するため、作業ごとに作業手法、工程計画及び作業体制についての計画を立案し、業務実施計画書として取りまとめ名寄市の承認を得るものとする。

2 資料収集整理は、本業務にて必要となる資料について名寄市より貸与を受け、整理するものとする。借用時には、目的と利用方法について名寄市からの了承を得るものとし、借用書の提出を必須とする。

### (打ち合わせ協議)

第19条 業務実施において必要な回数の打合せを実施するとともに、進捗報告を適時に名寄市に行うものとする。

### (環境設定)

第20条 統合型 GIS 環境の要件は、次のとおりとする。

- (1) 統合型 GIS はシンクライアント等のユーザ利用環境にて運用可能であること。管理権限等、特殊なユーザ権限を必要とせずインストールが可能なものとする。
- (2) 原則、クリックワンス方式等でクライアントへのアプリケーション配布を行うものとする。異なる手法を用いる場合は、名寄市と協議の上、決定するものとする。
- (3) 統合型 GIS は、拡張性の高い統合型 GIS アプリケーションにアドオン機能もしくはオプション機能として固定資産税業務支援機能を追加した構成で設計・開発されているものとする。
- (4) ライセンスは、同時接続 10 ライセンスを提供すること。システムは、同時に 10 ユーザがアクセスした場合でも変わらないレスポンスを保つことが出来ること。
- (5) システムを使用している端末において、一定時間システム又は端末の操作がない場合、同時接続に上限のあるライセンスの浪費が行われないよう、自動的にログオフする等切断できること。
- (6) レイヤは、追加可能であること。
- (7) 名寄市が貸与するデータや資料は破損及び改変等が起こらないように細心の注意のもとに作業を行うこと。
- (8) 利用ログを取得、管理及び分析することにより、問題の検知や発生有無を判断できること。
- (9) 属性データは記録可能な仕様とし、CSV 形式などで一覧出力が可能なものとする。
- (10) 属性情報 (PDF、Excel、画像データ) をファイリング登録が可能なものとする。
- (11) 利用ユーザの増加に伴い、容易にライセンス追加が可能な仕組みであること

(12) 統合型 GIS の機能要件は機能確認票のとおりとする。また、シンククライアント環境下での稼働を保証すること。

- ① OS : 6vCPU
- ② CPU : Intel Core i5-7200U @2.50GHz 2.70GHz
- ③ メモリ : 20.0GB
- ④ Web ブラウザ : Microsoft Edge
- ⑤ 利用方式 : Citrix Virtual Desktops (シンククライアント SBC 方式)

(固定資産税業務支援機能の構築)

第 2 1 条 固定資産税業務支援機能を税務課で 2 ライセンスを確保すること。

- 2 固定資産税業務支援機能は、統合型 GIS のアドオン機能もしくはオプション機能として設定し、同一 DB にて管理可能となるよう、導入調整を図るものとする。
- 3 固定資産税業務支援機能は機能確認表に記載された分合筆修正機能や画地認定・計測機能等を有するパッケージソフトウェアを納入するものとする。

(レイヤ作成)

第 2 2 条 レイヤ作成は、道路台帳平面図および固定資産情報等の 1 つ 1 つのレイヤについてデータ形状、表示設定 (色、線種、シンボル)、属性情報設定、権限設定 (編集可能、表示のみ、非表示等) 等を定める。詳細については、名寄市と受託者協議の上、実施するものとする。

## 2 職員登録用レイヤ作成

道路情報等に関する施設管理のため、職員登録用の下記項目のレイヤを作成する。維持管理のため必要な属性情報を項目ごとに作成するものとし、関係するデータ (PDF、Excel、画像データ) についてファイリング登録が可能なものとする。また、画像データに位置情報がある場合は自動で撮影位置を特定し容易に取り込むことが可能なものとする。図形形状や属性情報は協議により決定する。

- ① 街路樹管理
- ② 公園情報管理
- ③ 基準点管理
- ④ 苦情管理
- ⑤ 占用管理
- ⑥ 道路付属物

(システムテスト)

第 2 3 条 受託者は搭載されたデータが、統合型 GIS で正常稼働するよう検証を行い、報告するものとする。



(現地設定・操作研修)

第 2 4 条 受託者は、インストールされた統合型 GIS の全ての機能が正常に動作するように調整しなければならない。

2 受託者は、名寄市に対して統合型 GIS の操作についての支援を行うものとする。

### 第3章 公開型 GIS 構築

(概要)

第25条 本業務で作成した道路台帳等データ等を、公開型 GIS にセットアップし、インターネット経由で WEB ブラウザにより、地図データが閲覧可能なように設定するものとする。公開型 GIS 機能一覧については、別紙、標準仕様によるものとする。

2 公開型 GIS システムへのデータ搭載については、名寄市と協議により取り決めるものとする。

3 公開型 GIS として運用するアプリケーションを選定し、システム構築を行うものとする。

項目	内容
配信方式	・インターネット ASP 方式
ライセンス数	・同時接続フリーライセンス
動作環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PC クライアント OS : Windows8.1、Windows10 以上で利用可能であること。 今後発売される WindowsOS において、追加費用なしで利用可能であること。</li> <li>・ブラウザ Microsoft Edge、Mozilla FireFox、Safari、Google Chrome 等の主要ブラウザで利用が可能であること。</li> <li>・スマートフォン・タブレット端末 Chrome (Android 5.0 以降) Android 標準ブラウザ (Android 5.0 以降) Mobile Safari (iOS)</li> </ul>
基本要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Web ブラウザのみで本システムを利用できることとし、事前に特別なアプリケーションのインストールを必要としないこと。</li> <li>・容易な操作性とユーザインターフェースに優れた処理画面を有すること。</li> <li>・背景地図は、公開テーマと重ね合わせて表示可能とすること。</li> <li>・タッチ操作、現在地表示等、スマートフォン、タブレット端末の特性を十分に活用できること。</li> <li>・公開するテーマ数は7テーマを上限とする。</li> </ul>
システム機能	・機能確認票に記載の機能を有すること
システム稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24 時間 365 日運用可能であること。ただし、必要と認められる計画停止については、発注者と事前協議を行なうことで可とする。万が一故障が生じた場合は早急に復旧作業を行うこと。</li> <li>・受注者の過失による障害や運用ミス等によりデータを消失した場合、直近のバックアップデータでリストアが可能であること。</li> <li>・アクセスログ等の各種ログを 90 日以上保管すること。</li> </ul>

(計画準備)

第26条 本公開型 GIS を導入するにあたり、市内のインフラ環境、ネットワーク構成等、各種システム要件の確認、搭載するデータの収集を実施するものとする。

(画面・レイヤ設計等)

第27条 システムに搭載するコンテンツにあわせ、利用者にわかりやすいトップページを協議の上決定し、構築するものとする。

(システム設定)

第28条 システム設定では、公開GISの動作に必要な一連の作業を実施するものとし、特に属性情報の表示、地図の表示範囲、図形データのレイヤ構成、画像データの表示等については、名寄市と受託者協議の上、実施するものとする。

2 受託者は、名寄市が確認できるテストサイトを構築するものとする。

(コンテンツデータ搭載・設定)

第30条 データ搭載に際して、表示縮尺に応じて線種、線色、線の太さ等を設定する他、レイヤの統合等の調整を行うものとする。

2 受託者は、公開型GISに移行されたデータが、システム上で運用可能かどうか検証を行い、発注者にデータ検証結果を報告するものとする。

(システムテスト)

第29条 受託者は、名寄市が確認できるテストサイトを構築するものとする。

2 受託者は、名寄市がテストサイトにて確認作業を行うに先立ち、システムが適切に稼働することを検証しなければならない。

3 名寄市がテストサイトの確認において調整が必要と判断した事項等については、名寄市と受託者協議の上、システム調整を実施するものとする。

(操作研修・マニュアル作成)

第31条 導入システムに対し、マニュアルを作成し、操作研修を実施するものとする。

## 第4章 現地調査 GIS の導入

### (現地調査 GIS の導入)

第32条 固定資産賦課業務を確実に実施するため、家屋現地調査、窓口対応等のため、統合型 GIS で利用する地番図等の各種地図データを現地調査端末（タブレット）に搭載する。

### (環境設定)

第33条 現地調査 GIS として運用するパッケージアプリケーションを選定し、システム構築を行うものとする。

- 2 統合型 GIS との同期をとることができ、タブレット端末に搭載している各種施設情報のデータ更新が名寄市にて行えること。
- 3 現地調査 GIS は、情報セキュリティを確保するため、以下の環境設定を行うものとする。なお、詳細については協議の上、決定するものとする。
  - (1) レイヤ設定（図形表現範囲・属性管理項目・関連ファイル設定等）
  - (2) ユーザグループ設定
  - (3) データベース設定

### (システムテスト)

第34条 受託者は搭載されたデータが、現地調査 GIS で正常稼動するよう検証を行い、報告するものとする。

### (現地調査用端末の調達)

第35条 現地調査 GIS を動作させる現地調査用端末を本業務にて5台調達すること。端末仕様は以下の要件を満足すること。

- ① ディスプレイサイズ：10.5インチ以上
- ② CPU：2.00GHz 同等以上
- ③ メモリ（RAM）：4GB 以上
- ④ ストレージ：100GB 以上

### (現地調査 GIS 機能要件)

第36条 現地調査 GIS は機能確認票に記載された機能を有するパッケージソフトウェアを納入するものとする。

## 第5章 データ作成

(要旨)

第37条 データ作成とは、本システムで運用する以下のデジタルデータ（図形、属性）を作成する作業をいう。

- (1) 地形データ等
- (2) 道路台帳図データ
- (3) 固定資産データ

(作業の準備)

第38条 受託者は、作業着手に先立ち、作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程、既存デジタル地図データの状況（整備範囲や地図情報レベル、作成年度、座標系、属性データの状況等）、既成図の状況（縮尺、原図の良否、数値化する項目等）を考慮の上、適切な作業計画書を作成し、これを委託者へ提出して、その承認を得なければならない。

(地形データ等作成)

第39条 地形データ等作成は、道路台帳図及び固定資産情報のデジタル化に伴い共用して使用する以下の地図情報についてデジタル整備する作業をいう。また、地図精度は、使用する目的に応じた地図情報レベルを遵守する。

- (1) 地番図形データ
- (2) 地形図データ

### 2 地番図形データ作成

地番図形データ作成は、土地の係る地図情報をデジタル化する作業をいい、既存デジタルデータを利活用し作成するものとする。データ形式等は次表による。

【既存地番図形データのデータ形式等】

データ区分	既存データ [データ形式]	備考
地番図形データ作成	・既存地番データ（図形、属性）85,800筆 [SHP] ・地籍データ 19,800筆 [国調フォーマット] ・法務局地図データ [地図XML、土地登記簿CSV] ・地籍調査面積計算簿データ 2790頁 (11,665筆) [PDF]	

- (1) 地番図形データは、既存の地籍図データ及び地番図データを使用し新たな地番図形データを作成する。
- (2) 地籍図データと地番図データが重複する土地については、地籍図データを上位データとし地番図形データを作成する。
- (3) 地籍図データと地番図データの接合部は、地籍図データを優先し接合編集する。また、接合部が摺りつかないなど明らかに土地形状の不整合が認められる場合は業務担当員へ報告し、業務担当員の指示に従うものとする。

- (4) 地番図形データは、筆単位に所在情報を付加した面情報（ポリゴン化）としファイルする。
- (5) 地番図形データは、法務局地図データ（地図XMLデータ）が存在するものを突合せ点検し図形上の土地の過不足について確認する。また、突合せ点検の結果、土地の過不足等が確認できた場合は、不突合資料を作成し業務担当員に報告するとともに、必要な修正を行うものとする。
- (6) 地番図形データ及び土地所在データを使用し、条丁界、字界データを作成する。条丁界・字界データは、所在情報を付加した面情報（ポリゴン化）としファイルする。
- (7) 土地属性データ作成は、土地台帳データ（土地課税データ）を基に以下の処理を行い作成する。
  - ① 土地台帳データと土地登記簿データ（法務局）を突合せ点検する。
  - ② 突合せ点検の結果、不突合が確認できた場合は、不突合資料を作成し業務担当員に報告するとともに、業務担当員の指示に従いデータ調整を行い土地属性データとしてファイルする。
  - ③ 所在地番等をキーとして、土地属性データと地番図形データの突合せ処理を行う。突合せの結果、過不足等が確認できた場合は、不突合資料を作成し業務担当員に報告し、業務担当員の指示に従うものとする。

### 3 地形図データ作成

地形図データ作成は、既存の図面等（道路台帳平面図、衛星写真データ、都市計画基本図等）を基図とし、デジタル入力する作業をいう。作成する地形図データは、ベクタデータとラスタデータで構成するものとし、データ区分は下表のとおりとする。

【地形図データ区分表】

データ区分	作業範囲	既存図面等の状況
ベクタデータ	名寄・風連地区市街 18.4km <sup>2</sup> (176.6km)	名寄風連市街地区市道道路台帳図 面マイラー (内 60*80) ・ 53 枚
	都市計画基本図 40km <sup>2</sup>	1/2500 都市計画基本図 面マイラー (内 60*80) ・ 25 面
	名寄地内全家屋形状 20,400 棟	衛星写真 (デジタルオリ画像) 一式
ラスタデータ	郊外地区市道道路台帳図 595.2km	郊外地区市道道路台帳図 ロールマイラー ・ 898 枚

- (1) 名寄地区市街、風連地区市街の地形図データ作成
 

名寄地区市街、風連地区市街の地形図データ作成は、既存道路台帳平面図（面・マイラー）から全ての地形地物（後続作業にて入力する家屋形状は除く）の要素をベクタデータ入力する。また、道路部の入力は、道路台帳に記載された道路幅員等との整合性を確認し編集するものとする。

(2) 郊外地区地形図データ作成

ラスタデータの構成とし、以下のとおりとする。

- ① 既存道路台帳図平面図（ロールマイラー）をスキヤニングし、道路台帳平面図画像データを作成する。
- ② 道路台帳平面図画像データは、公共座標値を付与（幾何補正）し、平面直角座標上に展開する。複数路線の交差にて重複する起終点位置、交差位置等は優先路線等を条件に画像データどうしが重複しないよう編集処理する。また、国道、道々についても既存道路台帳平面図（画像データ）から同上の編集作業を行い、郊外地区道路台帳図ラスタデータを作成しファイルする。

(3) 都市計画基本図データ作成

都市計画基本図データ作成は、既に作成された1/2500地形図（都市計画基本図）の数値化を行い、数値地形図データを作成する作業をいう（後続作業にて入力する家屋形状は除く）。数値地形図データは、ベクタデータとし、座標値をもった点列によって表現される図形データとする。

(4) 家屋図形データ作成

家屋図形データ作成は、名寄市地内全ての家屋形状についてベクタデータ入力する。

- ① 家屋、物置等に関わらず全ての建物について図形データを作成する。
- ② 家屋図形データは、平面直角座標系に合わせた既存衛星写真データ（オルソデータ）背景に入力する。
- ③ 家屋図形データは、一棟ごとに面情報（ポリゴン化）を作成するとともにキーコードを付加し、家屋図形データとしてファイルする。付加するキーコードは、所在情報と任意番号を合わせ作成するものとする。

(道路台帳図データ作成)

第40条 道路台帳図データ作成は、地番図形データ、地形図データ、道路台帳図画像データ等を使用し以下の作業を行うものとする。

【道路台帳図データ作成概要】

データ区分	作業概要	備考
道路台帳平面図データ	・道路中心線データ作成（全線） 768.8km（740本）	路線網図含む
	・道路現況区間データ作成（市街地） 173.6km（410本）	橋梁踏切位置図含む
	・道路台帳要素データ作成（市街地） 173.6km（410本）	
	・調書データ作成（全線） 768.8km（740本）	属性データ
	・路線調書、集計調書作成（全域）	
道路台帳敷地図データ	・道路敷地図データ（官民の境界線）市街地 173.6km（410本）	

その他データ	・街路灯データ構築 1 式	既存データ
	・既存道路排水施設データ構築 1 式	既存データ
	・都市計画情報 都計区域データ作成 7,289ha 用途地域データ作成 1,210ha	

(1) 道路中心線データ作成

- ① 道路中心線データ作成は、既存道路台帳平面図（ラスタデータ）、地形図データより道路中心線データ（車道中心線）をベクタデータ入力する。ただし、名寄地区道路台帳平面図は、道路中心線が表示されていないことから車道線より正確に道路中心線を展開し入力するものとする。
- ② 道路台帳（調書）及び衛星写真等より、路線延長、交差路線位置、路線の線形等の整合性を確認するものとする。
- ③ 道路中心線データは、シンボル（起終点）、ラインで構成され路線番号を付加した道路中心線データとしてファイルする。
- ④ 道路中心線データ等から路線網図データを作成する。路線網図データは、路線番号、路線線形、起終点、道路種別及び交差部の優先非優先が、縮尺 1 / 5 0 0 0 0 程度で視覚的に把握可能なものとする。また、市街地区等細部は、縮尺 1 / 1 0 0 0 0 程度で視覚的に把握可能なものとする。

(2) 道路現況区間データ作成

- ① 道路現況区間データ作成は、道路台帳図ラスタデータから現況区間をベクタデータ入力する。また、道路台帳（調書）に記載された道路幅員との整合性を確認する。
- ② 道路現況区間ベクタデータは、路線番号及び区間番号を付加した面情報（ポリゴン化）としてファイルする。
- ③ 道路現況区間データから橋及び踏切の位置を特定し、橋梁・踏切位置図データを作成する。橋梁踏切位置図データは、その位置を記号化し、橋梁及び踏切の管理番号を表示した、縮尺 1 / 5 0 0 0 0 程度で視覚的に把握可能なものとする。また、市街地区等細部は、縮尺 1 / 1 0 0 0 0 程度で視覚的に把握可能なものとする。
- ④ 道路台帳敷地図データ入力は、既存道路台帳敷地図に表示されている道路敷地をベクタデータ入力し作成する。道路敷地ベクタデータは、路線番号等を付加した面情報（ポリゴン化）としてファイルする。
- ⑤ 道路台帳敷地図データの作成する範囲は下表のとおりとする。

【道路台帳敷地図データ作成】

地区名	作業延長	備考
名寄地区・風連地区市街	173.6km	

(3) 道路台帳要素入力

- ① 道路台帳要素入力は、道路台帳図ラスタデータから道路現況区間ごとに「区間番号、幅員、路面種別」を注記入力し作成する。また、縮尺 1 / 1 0 0 0 程度で視覚的に把握可能注記レイアウトとする。



② 道路台帳要素データは、道路現況区間データの注記情報としてレイヤファイルする。

(4) 調書データ作成

調書データ作成は、道路台帳（各種調書）に記載された情報を属性データとして入力し作成する。

(5) 路線調書、集計調書構築

調書データより、以下の道路台帳等調書一式を構築する。

【道路台帳等調書一覧表】

調書区分	名称
道路法に基づく調書	道路台帳
	実延長調書
	橋調書
	鉄道等との交差調書
国土交通省報告のため調書 (道路施設現況調査提要に準拠)	道路現況調書 (総括)
	道路現況調書 (増減)
	道路現況調書 (部分自歩道)
	橋梁現況総括表
地方交付税算定のための調書	地方交付税基礎数値集計表
	道路橋梁調書 (地方交付税調書)
	道路、橋梁費の数値、対前年度増減理由調内訳表
その他の管理調書	路線数調書
	路線一覧表
	道路現況区間調書
	名寄地区市街道路現況調書
	風連地区市街道路現況調書
	名寄地区雪寒指定道路現況調書
	風連地区雪寒指定道路現況調書
	道路現況 (部分自歩道) 調書【参考調書】
	分離帯調書
	橋梁台帳
	橋梁管理調書 (橋梁点検、修繕履歴)
	鉄道等との交差台帳
	道路敷地面積集計表

(6) 都市計画関係等情報の入力

① 都市計画区域界、用途地域界等のデータ入力は、都市計画決定資料、立地適正化計画策定資料等から、都市計画決定情報（用途地域及び都市計画道路等）等をできる限り正確にデジタル入力し、都市計画データとしてファイルする。

② 都市計画決定情報は、用途地域等ごとに面情報（ポリゴン化）とし、用途地域区分毎に属性情報を付加したデータを作成する。

③ 表示する配色及び注記等は、既存の名寄都市計画用途地域図を参考とする。

(固定資産データ作成)

第41条 固定資産データ作成は、地番図形データ、地形（家屋図形）データ及び固定資産資料等を使用し作成する。

【固定資産データ作成】

名称	数量等	備考
土地課税データ	・課税土地 53,310 筆	全域
	・画地 10,430 件	名寄地区市街
家屋課税データ	・課税家屋 19,830 棟	名寄地区市街
評価資料	・辺長値 20,000 件 (1/500・97 面)	名寄地区市街
	・路線価図等データ 1 式	名寄地区市街近郊
	・H 6 旧路線価図 (1/2500・13 面) 青焼き製本	名寄地区市街

(1) 地番現況図データ作成

- ① 土地課税マスターデータを必要な形式に変換調整し土地課税属性データとしてファイルする。
- ② 地番図形データは、固定資産土地課税管理に使用する地番現況図データとしてファイルする。また、地番現況図データは地番図形データと連携可能な状態とする。
- ③ 土地課税属性データと地番現況図データとを所在情報をキーとし突合せ点検する。突合せ点検の結果不突合は、不突合資料を作成し甲に報告する。

(2) 画地図データ作成

画地図データ作成は、土地課税属性データに登録されている画地情報の地番構成に基づき、画地毎に画地図形データを地番現況図データから生成する。また、1筆内において分割する画地は、業務担当員に報告し業務担当員の指示する位置に分割線を入力し、画地図形データを作成するものとする。作成した画地図形データは、課税物件番号を付加した面情報（ポリゴン化）としファイルする。

(3) 辺長図データ作成

辺長図データ作成は、既存 1 / 5 0 0 辺長図に記載された辺長値を、地番現況図データを背景に入力する。入力した辺長値データは、地番現況図データの注記レイヤとしてファイルする。

(4) 家屋課税データ突合せ処理

- ① 家屋課税マスターデータを必要な形式に変換調整し家屋課税属性データとしてファイルする。
- ② 家屋図形データは、固定資産家屋課税管理に使用する家屋現況図データとしてファイルする。また、家屋現況図データは家屋図形データと連携可能な状態とする。
- ③ 課税地番図データと家屋現況図データと重ね表示し、土地 1 筆上に対し家屋 1 棟とする家屋形状を抽出する。抽出した家屋形状に所在情報を付加して特定家屋図データとしてファイルする。
- ④ 特定家屋図データは、家屋課税データに登録されている所在情報をキーに突合せ処理する。一致した特定家屋図データは、家屋課税データを属性データとしてリンク設定するものとする。また、これらの作業の記録は、家屋突合せ情報データとしてとりまとめ、業務担当員へ報告する。

(5) 固定資産路線価等データの構築

- ① 固定資産路線価等データの構築は、名寄市が一般財団法人資産評価システム研究センターに提供しているデータ一式を、本システムの運用データとして使用可能な形式に変換しファイルする。
- ② 縮尺1／2500旧路線価図（H6・青焼き製本）をカラースキニングし、旧路線価図画像データを作成する。画像データは図郭四隅に座標値を付与（幾何補正）し、旧路線価図（H6）ラスターデータとしてレイヤファイルする。

（データ更新）

第42条 名寄市が令和6年度に発注を予定している以下業務において、経年修正された各種地図データを、最新の地図データ等として更新処理する。また、この作業は、継続的に毎年行う予定としている。

【R6 地図データ等関連更新業務（予定）】

業務名	更新予定データ	備考
道路台帳補正業務	道路台帳平面図データ（地形、道路台帳要素等）、道路台帳敷地図データ、調書データ、路線及び集計調書、街路灯データ、道路排水施設データ等	
地籍図修正業務	地籍データ（図形・属性）、地番データ（図形・属性）	

- 2 システム運用後、システム等の調整が必要と判断された場合は、名寄市と受託者協議の上、調整をすることとする。調整を対応する期間は運用開始後、おおむね1年程度とする。

## 第6章 成果品

(成果品)

第43条 本業務における成果品は次のとおりとする。

(システム関連)

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| (1) 統合型地理情報システム環境 | 一式 (同時接続 10 ライセンス) |
| (2) 固定資産税業務支援機能   | 一式 (同時接続 2 ライセンス)  |
| (3) 現地調査システム環境    | 一式 (5 ライセンス)       |
| (4) 現地調査用タブレット    | 5 台                |

(データ成果品)

(1) 地形図データ等作成

① 地番図形データ

- ・ 地番図形データ
- ・ 条丁界・字界データ
- ・ 土地属性データ
- ・ 不突合資料 (地番図形・土地属性)
- ・ 地籍調査面積計算簿データ

② 地形図データ

- ・ 名寄地区風連地区市街地形図データ (ベクタデータ)
- ・ 郊外地区地形図データ (ラスタデータ)
- ・ 既存道路台帳平面図画像データ (路線単位)
- ・ 家屋図形データ (ベクタデータ)
- ・ 都市計画基本図 (ベクタデータ)

(2) 道路台帳図データ作成

① 道路台帳図データ

- ・ 道路中心線データ
- ・ 道路現況区間データ
- ・ 道路台帳要素データ
- ・ 道路台帳図属性データ
- ・ 道路台帳調書
- ・ 路線調書、集計調書データ
- ・ 道路敷地図データ
- ・ 道路敷地調書データ
- ・ 路線網図データ

- ・ 橋梁踏切位置データ
- ② 道路台帳図関連資料データ
  - ・ 街路灯データ
  - ・ 排水管路データ（マンホール、管渠、雨水桝、取付管）
  - ・ 都市計画データ（都計区域、用途地域、道路、公園緑地）
- (3) 固定資産データ作成
  - ① 固定資産（土地）データ
    - ・ 土地課税データ
    - ・ 地番現況図データ
    - ・ 画地図データ
    - ・ 辺長値データ
    - ・ 固定資産路線価等データ
    - ・ 旧路線価図データ
  - ② 固定資産（家屋）データ
    - ・ 家屋課税データ
    - ・ 家屋現況図データ
    - ・ 特定家屋図データ
    - ・ 家屋突合せ情報データ
- (4) 貸与資料

(業務履行期限及び納入場所)

第44条 本業務の使用開始は令和7年3月とする。成果品の納入場所は名寄市建設水道部都市整備課とする。